

新潟市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進にあたり全庁的に取組むため、新潟市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革の推進に関する事項
- (2) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、新潟市庁議要綱第2条第1項に規定する者及び、行政委員会事務局長で構成する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外のものを本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会の設置)

第6条 本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成するため、次の部会を設置する。

- (1) 各部・各区部会
- (2) 行政改革専門部会

2 前項第1号の部会は、各部・各区など部門別取り組みによる改革事項について担当し、同項第2号の部会は、政策企画部会、総務部会及び財務部会に置き、組織横断的取組による改革事項について担当する。

3 部会名、部会長、部会幹事課等及び部会員は別表第1のとおりとする。

また、部に属する担当部長がある場合は、副部会長とする。

4 第1項の規定にかかわらず本部長が必要と認めるときは、別に部会を設けることができる。

5 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

6 部会長は部会を総括し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、

その職務を代行する。

(作業チーム)

第7条 本部に専門的な課題を検討するため、作業チームを設置することができる。

2 各部会に、付託された事項に関し専門的な課題を検討するため、作業チームを設置することができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

2 部会の庶務は、部会幹事課等において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

部会名	部会長	部会幹事課等	部会員
政策企画部会 （政策企画専門部会）	政策企画部長	政策調整課	政策企画部に属する課長 及び機関の長
市民生活部会	市民生活部長	市民生活課	市民生活部に属する課長
危機管理防災局部会	危機管理防災局長	防災課	危機管理防災局に属する 課長
文化スポーツ部会	文化スポーツ部長	文化政策課	文化スポーツ部に属する 課長及び機関の長
観光・国際交流部会	観光・国際交流部長	観光政策課	観光・国際交流部に属す る課長
環境部会	環境部長	環境政策課	環境部に属する課長
福祉部会	福祉部長	福祉総務課	福祉部に属する課長及び 機関の長
こども未来部会	こども未来部長	こども政策課	こども未来部に属する課 長及び機関の長
保健衛生部	保健衛生部長	保健衛生総務課	保健衛生部に属する課長 及び機関の長
経済部会	経済部長	産業政策課	経済部に属する課長
農林水産部会	農林水産部長	農林政策課	農林水産部に属する課長 及び機関の長
都市政策部会	都市政策部長	都市計画課	都市政策部に属する課長 及び機関の長
建築部会	建築部長	住環境政策課	建築部に属する課長
土木部会	土木部長	土木総務課	土木部に属する課長及び 機関の長
下水道部会	下水道部長	経営企画課	下水道部に属する課長及 び機関の長
総務部会 （総務専門部会）	総務部長	総務課	総務部に属する課長
財務部会 （財務専門部会）	財務部長	財務企画課	財務部に属する課長
秘書部会	秘書課長	秘書課	秘書課長
各区役所部会	各区長	地域総務課（東 区役所、中央区 役所、西区役所 にあっては、総 務課）	各区役所に属する課長及 び機関の長
消防局部会	消防局長	総務課	消防局に属する課長及び 機関の長
会計部会	会計管理者	会計課	会計課長
水道局部会	水道局総務部長	総務課	水道局に属する課長及び 機関の長
市民病院部会	市民病院事務局長	経営企画課	市民病院に属する課長

議会事務局部会	議会事務局長	総務課	議会事務局に属する課長
教育委員会事務局部会	教育次長	教育総務課	教育委員会に属する課長 及び機関の長
選挙管理委員会事務局 部会	市選挙管理委員会事務 局長	事務局	各区選挙管理委員会事務 局長
人事委員会事務局部会	人事委員会事務局長	事務局	人事委員会事務局次長
監査委員事務局部会	監査委員事務局長	事務局	監査委員事務局次長
農業委員会事務局部会	農業委員会事務局長	事務局	農業委員会事務局次長